

広島市三和地域包括支援センター 重要事項説明書

令和7年4月1日

1.地域包括支援センター設置者・指定介護予防支援事業者

法人名	社会福祉法人 慈光会
所在地	広島市安佐南区高取北一丁目 17-41
代表者氏名	金尾 哲也
電話番号・Fax	(082)878-8005 (082)878-8037

2.事業所の概要

事業所の種類	地域包括支援センター・指定介護予防支援事業所
事業所名称	広島市三和地域包括支援センター
所在地	広島市佐伯区五日市町石内 6405-1
電話番号・Fax	(082)926-0025 (082)929-0200
代表者氏名	相本 伸一
センター長・管理者氏名	佐藤 智之
事業の実施地域	三和中学校区(石内小学校区全域及び石内北小学校区を含む)

3.指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供期間

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(以下「指定介護予防支援等」といいます。)の提供期間は、令和 年 月 日から 令和 年 月 日までとなります。ただし、双方からの意思表示がないときは、有効期間の満了日の翌日から1年間自動更新とし、その後もまた同様とします。

4.事業の目的及び運営方針

【事業目的】

担当職員が要支援状態にある利用者に対し、適切な指定介護予防支援等を提供することを目的とします。

【運営方針】

利用者が可能な限りその在宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づきながら常に利用者の立場に立って状況に応じたサービスを提供します。また、サービス事業者及び関係機関との連携に努めます。

5.事業所の職員体制

	常勤		非常勤	計
	専従	兼務	専従	
センター長・管理者(社会福祉士)		1名		1名
保健師等	1名		1名	2名
社会福祉士	2名			2名
主任介護支援専門員	1名			1名
介護支援専門員	1名		1名	2名

6.事業所の営業日及び営業時間

【営業日】

月曜日～土曜日 ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日を除く。

【営業時間】

8:30～17:30（電話等により24時間連絡可能な体制とする。）

7.提供する指定介護予防支援等について

指定介護予防支援等は利用者の介護予防に資するように行い、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。

介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の計画を作成します。

提供する指定介護予防支援等の質の高い評価を行い、常にその改善を図ります。

(1) 介護予防支援サービス計画等の作成

- ① 事業者は担当職員に介護予防サービス・支援計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 当該地域における指定介護予防サービス事業者、指定介護予防地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者(以下「指定介護予防サービス事業者等」といいます。)に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に利用者又はそのご家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握したうえで、利用者及びそのご家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。
- ④ 課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びそのご家族に面接して行います。
- ⑤ 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びそのご家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。
利用者は担当職員に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ⑥ 介護予防サービス・支援計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を得ます。

- (2) 介護予防サービス・支援計画作成後の便宜の供与
 - ① 介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握を行い、介護予防サービス・支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
 - ② 介護予防サービス・支援計画に位置付けた支援の期間が終了するときは、介護予防サービス・支援計画の達成状況について評価します。
 - ③ 利用者及びそのご家族との連絡を継続的に行います。
 - ④ 利用者の意向を踏まえ、要介護認定等必要な援助を行います。
- (3) 介護保険施設への紹介等
利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の援助を行います。
- (4) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携
利用者が居宅サービスから介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する前に、利用者の必要な情報を介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該事業所における介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力します。

8.入院時の対応

- 病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。
- 2 またその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

9.業務の委託

- 利用者が要支援者(要支援1～2)である場合は、事業者は利用者の同意を得た上で、利用者に提供する指定介護予防支援等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。
- 2 利用者は、委託した居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

10.指定介護予防支援等の終了について

- (1) サービス提供期間中に以下の事項に該当するに至った場合には支援等を終了します。
 - ① 利用者が要介護者(要介護 1～5)に該当すると認定されたとき
 - ② 利用者が要支援者又は事業対象者のいずれにも該当しないと認定されたとき
 - ③ 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。)又は介護予防認知症対応型共同生活介護(介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)の利用を開始したとき
 - ④ 利用者が亡くなったとき
- (2) 利用者のご都合で終了する場合
指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの終了を希望される場合は、1週間前までにお申し出ください
- (3) 事業者からの通知により終了する場合
 - ① 事業者は、利用者又は利用者の家族に対してサービス終了の意思表示を口頭または書面をもって通知することにより、支援等を終了することができます。
 - ② 利用者、家族の行為により、利用者と事業者の支援等を継続しがたい状況により、信頼関係が著しく損なわれた場合

11.秘密の保持と個人情報の保護

- (1) 事業者及び事業に従事する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、指定介護予防支援等が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議でその情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、事業所管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への情報漏洩を防止いたします。

12.高齢者虐待の防止

- (1) 利用者等の人権擁護や高齢者虐待防止のため、下記の措置を講じます。
 - ① 組織運営の健全化
 - ② 従事者の負担やストレスの対応および高齢者虐待防止に関する意識の啓発
 - ③ 職業倫理、法令順守の意識の啓発
 - ④ ケアの質の向上
 - ⑤ 家族等介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動の実施
 - ⑥ 高齢者虐待が疑われる事例を発見した場合の市町村等の関係機関への報告
 - ⑦ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める

13.身体的拘束の禁止と適正化への取り組み

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。利用者の権利を尊重し、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

14.業務継続計画(BCP)

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、事業所のサービスを継続的に実施するため、業務継続計画(BCP)を策定します。
 - ① 業務継続計画(BCP)の目的と範囲
 - ② 緊急時の連絡体制
 - ③ 業務継続のための取り組み
 - ④ 訓練と教育
 - ⑤ 業務継続計画(BCP)の見直しと更新
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

15.サービス提供に関する相談・苦情

(1)相談・苦情窓口

広島市三和地域包括支援センター	
電話(082)926-0025 受付時間 8:30～17:30	
担当者	佐藤 智之

(2)慈光会苦情解決委員会

社会福祉法人 慈光会	
電話	(082)878-8005
受付時間	8:30～17:30

(3)その他

慈光会苦情解決委員会で解決できない場合には、市区町村の相談苦情窓口や国民健康保険団体連合会等でも苦情を受け付けています。

◎佐伯区役所厚生部健康長寿課高齢介護係

広島市佐伯区海老園一丁目 4・5 連絡先(082)943-9730

◎広島県国民健康保険団体連合会

広島市中区東白島町 19・49 国保会館 連絡先(082)554-0783

◎広島県福祉サービス運営適正化委員会

広島市南区比治山本町 12・2 連絡先(082)254-3419

16.その他

(1)下記の内容があった場合は、事業所もしくは委託先の居宅介護支援事業所へその旨を連絡してください。

- ① 事前に介護予防サービス・支援計画作成担当職員を通じて調整を行わずに、介護予防サービス・支援計画外のサービスを受けた場合。
- ② 計画対象期間中に、要介護認定及び住所等に変更が生じた場合。
- ③ 指定介護予防サービス事業者等やサービスの種類が介護予防サービス・支援計画と異なる場合。

広島市三和地域包括支援センター重要事項を利用者に説明を行いました。

令和 年 月 日

広島市三和地域包括支援センター
広島市佐伯区五日市町石内6405-1

センター長 佐藤 智之 印

説明者 印

上記内容の説明を事業所から確かに受けました。
これに同意し、指定介護予防支援等の利用を申し込みます。

令和 年 月 日

利用者

住所 広島市佐伯区

氏名 _____ 印

利用者の家族等

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。また、本市より個人情報を得ることに同意します。

記

1. 使用する目的

- (1) 指定介護予防支援事業者、地域包括支援センター設置者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、介護保険施設の関係人又は、主治の医師(以下『事業者』という。)が、介護予防サービス・支援計画の作成等のために行うサービス担当者会議等において必要な場合。
- (2) 広島市(保険者)が介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの質の向上を目的として医師その他の専門職を交えての検討を行う場合及びリハビリ専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)を派遣し、事業者の支援を行う場合。

2. 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、事業者が指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行うために最小限必要な利用者又は家族に関する情報。
- (2) 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会による判定結果・意見。
- (3) その他必要な情報。

4. 使用する期間

当重要事項説明書第3条に記載されている期間。

令和 年 月 日

指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター設置者 社会福祉法人 慈光会
(広島市三和地域包括支援センター)

利用者 住所 広島市佐伯区

氏名 _____ 印

利用者の家族 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____